

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 総則 （外国貿易船の範囲） 2－8 次に掲げる船舶は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、<u>外国貿易に従事しない限り、</u>通常は法第 2 条第 1 項第 5 号《外国貿易船の定義》に規定する外国貿易船に含まれないものとする。 (1) 軍用船（軍艦に付随して船用品を軍艦に供給する船舶を含む。） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>(2)</u> 海技練習船、学術研究船及び遊覧船（訓練、研究又は周遊等の目的をもつて遠洋を巡航する船舶） <u>(3)</u> 博覧会船（専ら商品の広告又は展覧のみを目的とする船舶） <u>(4)</u> 遠洋漁業船 <u>(5)</u> 海底電線敷設船 <u>(6)</u> 病院船 <u>(7)</u> 貨物たる船舶（売買等のため空船のまま航行する船舶） （外国貿易機の範囲） 2－10 次に掲げる航空機は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、<u>外国貿易に従事しない限り、</u>通常は法第 2 条第 1 項第 6 号《外国貿易機の定義》に規定する外国貿易機に含まれないものとする。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	第 1 章 総則 （外国貿易船の範囲） 2－8 次に掲げる船舶は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、通常は法第 2 条第 1 項第 5 号《外国貿易船の定義》に規定する外国貿易船に含まれないものとする。 <u>ただし、これらの船舶が事実上外国貿易に従事するに至つた場合には、当該船舶は外国貿易船に該当することとなるので留意する。</u> (1) <u>軍艦及び</u>軍用船（軍艦に付随して船用品を軍艦に供給する船舶を含む。） <u>(2)</u> <u>自衛隊に属する艦船</u> <u>(3)</u> <u>海上保安庁に属する巡視船</u> <u>(4)</u> 海技練習船、学術研究船及び遊覧船（訓練、研究又は周遊等の目的をもつて遠洋を巡航する船舶） <u>(5)</u> 博覧会船（専ら商品の広告又は展覧のみを目的とする船舶） <u>(6)</u> 遠洋漁業船 <u>(7)</u> 海底電線敷設船 <u>(8)</u> 病院船 <u>(9)</u> 貨物たる船舶（売買等のため空船のまま航行する船舶） （外国貿易機の範囲） 2－10 次に掲げる航空機は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、通常は法第 2 条第 1 項第 6 号《外国貿易機の定義》に規定する外国貿易機に含まれないものとする。 <u>ただし、これらの航空機が事実上外国貿易に従事するに至つた場合には、当該航空機は外国貿易機に該当することとなるので留意する。</u> <u>(1)</u> <u>軍用機</u> <u>(2)</u> <u>自衛隊に属する航空機</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(削除)</u> (1) <u>テスト機、練習機、報道通信用機、気象観測機</u> (2) <u>その他上記に類する航空機</u> 第 4 章 保税地域 第 3 節 保税蔵置場 （出国者に対する外国貨物の保税販売） 42—15 税関空港及び開港等における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、出国者に外国貨物を保税販売又は引渡す施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。 保税販売された物品の外国への送り出しは、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。 (1) 外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。 <u>なお、販売用施設及び保管用施設（以下「両施設」という。）について一括して行う保税蔵置場の許可（1 許可）は、前記 42—9 の規定にかかわらず、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときに行うものとする。</u> <u>イ 申請に係る両施設が、立地条件や施設の制約により分割して設置されることがやむを得ないと認められるとき</u> <u>ロ 申請に係る両施設のある場所が、申請者の所有又は管理するもので、申請者が同一の保税蔵置場として管理するものであるとき</u> <u>ハ 外国貨物の搬出入、蔵入承認申請、販売、移動、引渡、所在その他の</u>	(3) <u>海上保安庁に属する航空機</u> (4) <u>テスト機、練習機、報道通信用機、気象観測機その他これらに類する航空機</u> <u>(新規)</u> 第 4 章 保税地域 第 3 節 保税蔵置場 （出国者に対する外国貨物の保税販売） 42—15 税関空港及び開港等における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、出国者に外国貨物を保税販売又は引渡す施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。 保税販売された物品の外国への送り出しは、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。 (1) 外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>貨物管理に係る情報を電子的なシステムにより一元的に管理し、税関が必要と認めた場合には、当該情報内容を整然とした表で提出することが可能であると認められるとき</u> ニ <u>申請に係る両施設間で外国貨物の移動を行う場合には、両施設以外の場所において当該外国貨物の運送具への積込み又は運送具からの取卸しを行わないことその他外国貨物が国内に引き取られることがないようにするための措置を講じていると認められるとき</u> <u>また、保税蔵置場の許可に当たっては前記 42—11 の条件のほかに、「出国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、出国者向け保税販売用物品に限る」旨の条件を付するものとする。</u> (2)～(4) （省略） （入国者に対する外国貨物の保税販売） 42—16 税関空港及び開港等における入国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、入国者に外国貨物を保税販売する施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。 保税販売された外国貨物の本邦への引き取りは、法上、入国者が携帯して輸入をするものとして、次により取り扱う。 (1) 外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。 <u>なお、販売用施設及び保管用施設（以下「両施設」という。）について一括して行う保税蔵置場の許可（1 許可）は、前記 42—9 の規定にかかわらず、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときに行うものとする。</u> イ <u>申請に係る両施設が、立地条件や施設の制約により分割して設置されることがやむを得ないと認められるとき</u> ロ <u>申請に係る両施設のある場所が、申請者の所有又は管理するもので、</u>	<u>（新規）</u> <u>なお、保税蔵置場の許可に当たっては前記 42—11 の条件のほかに、「出国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、出国者向け保税販売用物品に限る」旨の条件を付するものとする。</u> (2)～(4) （同左） （入国者に対する外国貨物の保税販売） 42—16 税関空港及び開港等における入国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、入国者に外国貨物を保税販売する施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。 保税販売された外国貨物の本邦への引き取りは、法上、入国者が携帯して輸入をするものとして、次により取り扱う。 (1) 外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。 <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>申請者が同一の保税蔵置場として管理するものであるとき</u> ハ <u>外国貨物の搬出入、蔵入承認申請、販売、移動、引渡、所在その他の貨物管理に係る情報を電子的なシステムにより一元的に管理し、税関が必要と認めた場合には、当該情報内容を整然とした表で提出することが可能であると認められるとき</u> ニ <u>申請に係る両施設間で外国貨物の移動を行う場合には、両施設以外の場所において当該外国貨物の運送具への積込み又は運送具からの取卸しを行わないことその他外国貨物が国内に引き取られることがないようにするための措置を講じていると認められるとき</u> また、保税蔵置場の許可に当たっては前記 42－11 の条件のほかに、「入国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、入国者向け保税販売用物品（輸出の許可を受け、未だ本邦から外国に向けて送り出されていない外国貨物を除く。）に限る」旨の条件を付するものとする。 (2)～(4) （省略） （「税関長が特別の事由があると認めるとき」の例示） 43 の 2－2 法第 43 条の 2 第 2 項にいう「税関長が特別の事由があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。 (1)～(6) （省略） <u>(7) 前記 42-15 及び 42-16 に規定する保税販売のため引き続き蔵置する場合</u> <u>(8) 市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合</u> （貨物の収容能力の増加についての取扱い） 44－1 新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が次の(1)及び(2)に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。	<u>(新規)</u> <u>(新規)</u> なお、保税蔵置場の許可に当たっては前記 42－11 の条件のほかに、「入国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、入国者向け保税販売用物品（輸出の許可を受け、未だ本邦から外国に向けて送り出されていない外国貨物を除く。）に限る」旨の条件を付するものとする。 (2)～(4) （同左） （「税関長が特別の事由があると認めるとき」の例示） 43 の 2－2 法第 43 条の 2 第 2 項にいう「税関長が特別の事由があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。 (1)～(6) （同左） <u>(新規)</u> <u>(7) 市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合</u> （貨物の収容能力の増加についての取扱い） 44－1 新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が次の(1)及び(2)に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1) 前記 42—9(1)若しくは(2)、42—15(1)又は 42-16(1)のいずれかに該当するものであること (2) （省略） 第 5 章 運送 （同一開港等における貨物の移動の取扱い） 63—3 同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。 (1) 外国貨物の場所的移動が次のいずれかに該当する場合には、保税運送の手続を要しないものとする。 イ （省略） ロ 外国貨物の移動が同一保税地域（前記42—9、42—15(1)、42-16(1)又は56—10の規定により一括許可を受けた保税地域を含む。）の別棟等までの間で行われる場合 ハ （省略） (2) （省略） 第 6 章 通 関 第 4 節 特殊輸入通関 （保税地域から引き取られる古包装材料の取扱い） 67—4—16 保税地域から引き取られる古包装材料の取扱いについては、次による。 (1) （省略） (2) 貨物の積戻しをする場合又はその積戻しをするかどうか不明である場合において、その古包装材料のみを引き取ろうとするときは、通常の輸入手続を行わせる。この場合において、その引き取ろうとする古包装材料（これをくず化したものを含む。）の包装材料としての経済価値がほとんどな	(1) 前記 42—9（2 以上の蔵置場についての一括許可）(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること (2) （同左） 第 5 章 運送 （同一開港等における貨物の移動の取扱い） 63—3 同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。 (1) 外国貨物の場所的移動が次のいずれかに該当する場合には、保税運送の手続を要しないものとする。 イ （同左） ロ 外国貨物の移動が同一保税地域（42—9 又 56—10 の規定により一括許可を受けた保税地域を含む。）の別棟等までの間で行われる場合 ハ （同左） (2) （同左） 第 6 章 通 関 第 4 節 特殊輸入通関 （保税地域から引き取られる古包装材料の取扱い） 67—4—16 保税地域から引き取られる古包装材料の取扱いについては、次による。 (1) （同左） (2) 貨物の積戻しをする場合又はその積戻しをするかどうか不明である場合において、その古包装材料のみを引き取ろうとするときは、通常の輸入手続を行わせる。この場合において、その引き取ろうとする古包装材料（これをくず化したものを含む。）の<u>関税が無税（特惠関税適用貨物の場合を</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
いと認められるときは、上記(1)に準じて処理して差し支えない。 (3) 保税地域から恒常的に引き取られる古包装材料で、包装材料としての経済価値がほとんどないと認められるものについては、あらかじめ品名、引取者名等を記載した適宜の書面を包括的に提出させることにより、上記(1)に準じて取り扱って差し支えない。 なお、この場合においては、古包装材料の輸入の都度、口頭（電話による場合を含む。）により申告させるとともに、上記書面又は蔵（移・総保）入承認書の裏面に引取り数量等を自主記入させる。また、税関においては、あらかじめ提出させた書面と口頭申告による古包装材料が同一のものであるかについて、必要に応じスポット検査を行う。	除く。以下この項において同じ。）であり、かつ、包装材料としての経済価値がほとんどないと認められるときは、上記(1)に準じて処理して差し支えない。 (3) 保税地域から恒常的に引き取られる古包装材料で、<u>関税率が無税であり、かつ</u>、包装材料としての経済価値がほとんどないと認められるものについては、あらかじめ品名、引取者名等を記載した適宜の書面を包括的に提出させることにより、上記(1)に準じて取り扱って差し支えない。 なお、この場合においては、古包装材料の輸入の都度、口頭（電話による場合を含む。）により申告させるとともに、上記書面又は蔵（移・総保）入承認書の裏面に引取り数量等を自主記入させる。また、税関においては、あらかじめ提出させた書面と口頭申告による古包装材料が同一のものであるかについて、必要に応じスポット検査を行う。